

# オウム対策住民協議会ニュース

烏山地域  
オウム真理教対策  
住民協議会

## 新年を迎えて

## 観察処分期間更新の署名活動にご協力を

明けましておめでとうございます。

オウム真理教との闘いも、今年で16年となり、当初想像もなかった長い期間となりました。これ迄継続できたことは、町会・自治会、商店会、小学校PTA始め、各種団体や住民の皆さまのご支援ご協力の賜物と感謝しております。さらに、世田谷区からの様々なご援助も、住民協議会にとって大きな励みとなりました。

### 上祐史浩の「嘘をつくのWork(仕事)」

現在烏山地域には、オウム真理教の後継団体ひかりの輪信者が数名居住しています。代表は上祐史浩ですが、この人物こそが、オウム真理教時代、元教祖で死刑囚の麻原彰晃が最も信頼し、右腕と言われた人物です。昨年11月に講演していただいた弁護士滝本太郎氏によれば、上祐史浩は「嘘をつくのWork」と断言しています。上祐の言動を遡ると、地下鉄サリン事件後のマスコミ対応が際立ちますが「オウム真理教がやる訳ないでしょう」と言い放ち、真実を知らながら嘘をつき通した過去があります。さらに滝本氏は「最初のサリン生成では責任者」だったことも明らかにしています。だとすれば、サリンの生成・利用も認識した上で、国民を騙していた確信犯と言えます。死者13人、負傷者6500人

以上といわれた事件を、謝罪もせず嘘で逃げ切る、その思考回路は現在も変わっておらず、欺瞞に満ちた人物です。

### ひかりの輪・アレフの本質

さて現在のひかりの輪は、住民協議会の33回目の抗議デモの抗議文にあるように「観察処分からの除外を目的」とした活動が中心であると断定している通り「危険のない団体」をアピールして、社会を騙す知能犯と言えます。アレフと言え、未だ麻原の呪縛が解けず、旧来の教義に固執し、団体名を隠し信者の獲得に力を注ぐという、危うい形態を固辞しています。一方ひかりの輪は、アレフとは違う巧妙さがあり「安全な団体」と国民に認識させた後で、さらなる団体へと変貌する恐れを内在しています。

### 観察処分期間更新の署名活動開始

さて来年1月で、観察処分

が3年間の期限となります。烏山地域住民協議会は、2003年1月に最初の観察処分期間更新の署名活動に取り組んで以降、5回にわたり期間更新に貢献してきました。北海道札幌市において、昨年アレフの信者約200名が、新たに入信するという事態に見られるように、オウム真理教事件を知らない若者を中心に、信者の拡大が進行しています。そうした状況を踏まえ、今年6回目の観察処分期間更新の署名活動を、4月のリサイクルバザー当日を期して開始します。本年もオウム真理教(ひかりの輪・アレフ)の解散・解体に全力を尽くす覚悟です。今年一年のご支援ご協力をよろしくお願いいたします。



オウム真理教(ひかりの輪)に対する抗議デモ

第11回

# リサイクル

## 新 品 いっぱい バザー

4月8日(土) 午前10時

烏山区民センター前広場

物品提供  
お願いします

### 1) 物品受付日時と場所

- 4月1日(土) 午後1時~3時 烏山区民センター 3階第6会議室
  - 4月2日(日) 午前10時~12時 烏山区民センター 3階第6会議室
  - 4月4日(火) 午前10時~12時 烏山区民センター 3階第6会議室
  - 4月5日(水) 午後1時~3時 烏山区民センター 3階第6会議室
  - 4月6日(木) 午後1時~3時 烏山区民センター 3階第6会議室
- ※駐車場は烏山区民センターにはありません。

### 2) 受付物品

- 日用品(石けん、タオル、シーツ、陶器類、乾物類など)
- 衣料品(子供服、婦人服、紳士服など新品、あるいはクリーニング済みのもの)
- 雑貨(アクセサリー、玩具、ハンドバッグ、靴、時計など)

※物品によってはお受け出来ないものもあります。  
※陶器類・靴は新品に限ります。ご了承ください。

●お問い合わせ: 03(3326)1202

【12月7日玉川区民センターで行われた、

講演会に参加した男性にインタビューしました。】

生々しい事件の様子を聞くことにより、当時に思いを馳せ、未だに苦しんでいる多くの人があると改めて認識しました。日本の法律は、被害者救済のプロセスが弱い。信教の自由を盾に宗教団体を作り、テロ集団と化したオウム真理教の事件を、国は防ぐことが出来なかった。法治国家としては大変厳しい事態だ。麻原の死刑のことや、アレフ・

ひかりの輪のこれからも、法治国家としての対処が必要だ。玉川区民センターでの講演会に参加して、世田谷区の協力体制が素晴らしいと思った。地下鉄サリン事件の記憶が薄れて来ているそんな時、この講演は自分達の記憶を呼び起こしてくれる。そんな形でこれからも続けてほしい。玉川に住んでいると情報も少ない。活動を続けている烏山の様子を垣間見ることが出来た貴重な時間でした。

玉川在住 Y・H

## 観察処分早分かり

### 観察処分の経緯

観察処分の説明に入る前に、改めてオウム真理教についておさらいしてみましょう。オウム真理教は1995年（平成7年）3月20日、地下鉄サリン事件を引き起こし社会を震撼させました。それから今年で22年目となります。現在大学生の多くは、事件を目の当たりにすることはなく、一方今年で30歳以上の人にとっては、鮮明な記憶として残っていることでしょう。当時は10,000人以上の信者を擁し、一大宗教団体として君臨していましたが、サリン事件の二日後には一斉捜査が入り、教祖麻原彰晃はじめ多くの信者が逮捕されました。しかしその残党により、2000年（平成12年）にアレフと名称を変え、復活しました。国は世論の反発もあり、破壊活動防止法により解散の指定団体にと考えたが、公安審査委員会が「オウム真理教が将来も暴力的破壊活動を起こす証拠が立証出来ない」として、適用は見送られました。その後新たに成立したのが、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（団体規制法）で、1999年（平成11年）に施行されました。この法律の核心部分が、オウム真理教の活動を規制する、観察処分の内容となっています。現在観察処分に付されているのは、オウム真理教の後継団体のアレフと、アレフから脱会・分裂したひかりの輪（上祐派）です。

### 観察処分の内容とは

さて観察処分とはどのような内容なのでしょう。まずどのような条件で観察処分に付されることとなるのかですが、その団体が①元教祖麻原彰晃の影響下にある。②テロ事件等に関与した元信者が所属している。

③テロ事件当時オウム真理教の幹部だった者が所属している。④殺人を教唆する教義を保持している。⑤殺人行為に及ぶ危険性がある。以上のなかでひとつでも該当すれば、3年間の観察処分に付することが出来ます。

そして観察処分を受けた団体は、次の内容を報告しなければなりません。①信者の氏名・住所・役職名。②施設の土地の所在・面積・用途。③建物の所在・規模・用途。④資産・負債などの帳簿。⑤その他特に必要と認められる事項、などを明らかにして報告することとなっています。さらに、調査に「必要な場合」は、公安調査庁が立入検査をすることとなりますが、その立入検査が信者により拒まれたり妨害された場合は、新たな内容の規制を行うことが出来るとも規定されています。

### 観察処分の期間更新へ

これまで観察処分の決定は、オウム真理教（アレフ・ひかりの輪）が、麻原彰晃の影響下にあり、危険な教義から脱却していないと判断して、公安審査委員会が、2003年から2015年まで、5回観察処分に付してきました。観察処分は3年が期限となりますが、住民協議会は、地域住民の協力により、毎回40,000筆以上の署名を集め、過去5回の観察処分期間更新に貢献してきました。



## 住民協議会活動報告

12月20日（火） 実行委員会  
 1月16日（月） 事務局会議  
 1月17日（火） 烏山・給田地区合同新年会で募金活動  
 1月23日（月） 実行委員会  
 1月30日（月） 編集会議 協議会ニュース162号初校正

2月 5日（日） 中学生のつどいで募金活動  
 2月 6日（月） 編集会議 協議会ニュース162号再校正  
 2月 8日（水） 事務局会議  
 2月11日（土・祝） からすやま新年子どもまつりで募金活動  
 2月14日（火） 協議会ニュース162号発行

協議会ホームページアドレス <http://www.kyogikai.jp>

この協議会ニュースは、皆様の募金により発行されています。